

公示番号：180521

国名：マレーシア

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：「マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト」フォローアップ協力

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：E-waste 管理制度促進
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月下旬から2019年3月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.25M/M、現地 0.70M/M、合計 0.95M/M
- (3) 業務日数：国内準備 3日、現地業務 21日、国内整理 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月22日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |
| (計 100 点) | |

類似業務	E-waste 管理に係る各種業務
対象国／類似地域	マレーシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
(2) 必要予防接種： 特になし

6. 業務の背景

JICA は、マレーシアにおいて、家庭系 E-waste（廃電気・電子機器）が適正に管理されることを目指して、これまでに「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」(2011～2013 年)、「マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト」(2015 年～2018 年) を実施した。

「マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト」の成果として、家庭系 E-waste が適正に管理される準備として、官民合同タスクフォースの設置とパイロットプロジェクトの実施を通じて、5 つのガイドライン(回収、リサイクル、リサイクル料金、レポーティング、基金管理)を策定した。本プロジェクトのカウンターパート（以下、C/P）機関である天然資源環境省環境局（Department of Environment（以下、DOE）, Ministry of Natural Resources and Environment）は、これらガイドラインを運用するための根拠法令である家庭系 E-waste 管理規制法案の素案を作成して、内閣府法制局（Attorney General Chamber、以下、AGC）と調整を行ってきたが、同法制局からは、法律的、立法技術的に検討すべき事項について指摘を受けている。

また本プロジェクト終了前の 2018 年 5 月にマハティール新政権が発足し、これに伴って実施された省庁の再編の結果、DOE は、エネルギー・技術・科学・気候変動・環境省（以下、MESTECC）に設置されることになった。同省において、E-waste 管理制度に係る業務は、引き続き DOE が担当部局となっているが、一部の部局より自部門の関与を主張する声も上がっており、必ずしも十分に合意が得られていない。

本プロジェクトでは、プロジェクト終了後の家庭系 E-waste 管理規制法の施行に向けたアクション・ロードマップを 7 項目（①：家庭系 E-waste 管理規制法の施行、②から⑥：5 つのガイドラインの実施、⑦：広報）について作成した。しかし上述したように、家庭系 E-waste 管理規制法案の原案に係る AGC との調整、DOE の家庭系 E-waste 管理制度に係る MESTECC における業務分掌について課題が残っているこ

とから、DOE による本アクション・ロードマップの実施に遅れが生じている。

以上のような背景から、今般 DOE から JICA に対して、1) AGC が家庭系 E-waste 管理規制法案を審議する上で必要となる原案作成に係る支援、2) MESTECC において、家庭系 E-waste 管理に係る業務が DOE によって実施されることの妥当性に係る検討支援、についてフォローアップ協力の要請がなされた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マレーシアにおいて、DOE を C/P 機関とし、1) 家庭系 E-waste 管理規制法案の原案が AGC によって審議されること、2) 家庭系 E-waste 管理制度に係る実施体制が MESTECC において明確になることを目的として、技術的指導・助言を行なう。これら業務の実施によって、マレーシアにおける家庭系 E-waste 管理に係る制度準備がさらに促進されることが期待される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2019 年 1 月下旬～2 月上旬)

- ① これまでの JICA による協力に係る報告書等を参照して、マレーシアにおける E-waste 管理制度の現状について把握する。その上で、家庭系 E-waste 管理が促進されるための制度準備について分析を行なう。
- ② ワークプラン (英文) を作成して、JICA 地球環境部に対して提出する。

(2) 現地業務期間 (2019 年 2 月上旬～2019 年 3 月上旬)

- ① JICA マレーシア事務所、DOE に対して、ワークプランについて説明を行なう。
- ② DOE に対して、家庭系 E-waste 管理規制法案の素案についてヒアリングを行ない、課題の抽出を行なう。
- ③ DOE に対して、家庭系 E-waste 管理規制法案の素案について、AGC の指摘への対応に係る技術的支援、助言を行なう。また、家庭系 E-waste 管理規制法案の素案に係る AGC と DOE との協議に参加して、AGC に対して必要な助言を行なう。
- ④ DOE に対して、家庭系 E-waste 管理制度の実施体制についてヒアリングを行ない、課題の抽出を行なう。
- ⑤ DOE に対して、家庭系 E-waste 管理制度に関する実施体制について技術的支援、助言を行なう。また、家庭系 E-waste 管理制度に関する実施体制に係る MESTECC の部局間の協議に参加して、関連部局に対して必要な助言を行なう。
- ⑥ DOE に対して、「マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト」において作成したアクション・ロードマップについて、現状に沿った実施方法を提案する。
- ⑦ JICA マレーシア事務所に対して、現地活動結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年3月上旬）

- ① JICA 地球環境部に対して、現地活動結果を報告する。
- ② 業務完了報告書を作成して、JICA 地球環境部に提出する。

8. 報告書等

本契約において提出する報告書は、以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- ・業務完了報告書（和文及び英文）： 各1部

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行なうにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務は、2019年2月10日から3月2日を予定していません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。なお、本コンサルタントとともに現地業務を行なう特殊雇人1名を調達する予定です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA マレーシア事務所にて現地日程のアレンジを行いません。

カ) 執務スペースの提供

MESTECCによって、執務スペースが提供される予定です。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料は、JICA 図書館ホームページ (<http://libopac.jica.go.jp/>) から閲覧可能です。

ア) マレーシア国 マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト(第2期) プロジェクト事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000037941>

イ) マレーシア及び近隣国 E-waste 管理に関する情報収集・確認調査

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000016851>

ウ) マレーシア国 廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト プロジェクト事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000009591>

エ) 廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト 詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000257515>

② 本業務に関する以下の資料は、JICA 地球環境部環境管理グループ (TEL:03-5226-9504) にて配布します。

ア) DOE によるフォローアップ協力に係る要請書

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マレーシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十

分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上